ネット・リテラシー教材（高校①／責任を持って発信する力）

**インターネット上でのトラブル「物の売買」について考えよう**

**１　ねらい**

　◎さまざまな物が個人間でインターネットを介して商取引される現代の状況の中で、起こっているトラブルの原因を知り、正しく活用することのできる力を養う。

**２　展　開**

（1）導入（5分）

○私たちの生活は、インターネット環境の発達により格段に便利になりました。

　皆さんは普段インターネット上でどのようなサービスを利用していますか？

**※自由に答えさせる。**

○インターネット上での物の売買については、便利である一方トラブルも頻発しています。今日はどんなトラブルがあるのか、正しく活用するにはどんな力が必要なのか、考えていきたいと思います。ただし、皆さんは高校生ですので、物の売買をすることは、保護者の同意又は承諾が必要となります。

**※インターネット上でのフリーマーケットでは、未成年者の利用について保護者の同意又は承諾を必要としています。詳細はサイトの規約をご確認ください。**

（2）学習のテーマを知る。

**◆インターネット上でのトラブル「物の売買」について考えよう**

（3）インターネット上で物を売買することが普及したのはなぜだろう（３分）

　○インターネット上での物の売買が普及したのは、次のような理由が考えられます。

　　　・遠く離れた人と売買ができる。

・いらなくなった物を有効活用でき、廃棄物の量を減らすことができる。

・物の価値や大切さを実感できる。

・金銭感覚が身につく。

　　　・インターネット上でのコミュニケーション能力が上がる。

（4）インターネット上で「売ってはいけないもの」について考える。（10分）

　 ○では、もし、みなさんが将来、次の10の物をインターネット上で売買しようとしたとき、「売ってはいけないもの」はどれでしょうか。「売ってはいけないもの」と思うものには×をつけてみましょう。（設問１）

**※ワークシートに×をつけていく。（売ることが可能と判断したものに〇をつけてもよい。パワーポイント資料には〇がついています。）**

・ファストフード店の割引券…○

・転売目的で購入した中古の腕時計…×（古物商許可が必要）

・無断複製したゲームソフト…×（著作権の侵害：著作権法を参照）

・お菓子についていたおまけのおもちゃ…○

・病院で処方してもらった風邪薬…×（医薬品医療機器等法（薬機法）第12条参照）

・海岸に落ちている流木…○

・ブランド品のデザインを真似た自作のバッグ…×（意匠権の侵害：意匠法を参照）

・無地の手編みのマフラー…○

・定価より高い人気アイドルのコンサートチケット…×

（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（略称　チケット不正転売禁止法）第3条他参照）

・好きな芸能人の写真を集めた自作の写真集…×（肖像権の侵害）

**※答え合わせをしながら、売ってはいけない理由を考えていく。**

○それぞれのサービス提供者のWebサイト等で、販売が禁止されている物のリストが掲載されています。将来、販売しようとする場合は、掲載内容を確認してください。

**※転売については、先ほどの問題にもあるように、古物商の免許が必要だったり、不正転売禁止法等の法律等が制定されていたりと、規制されているものもあるが、そうでない場合もあることに注意。**

（5）差別につながる物の販売について考える。（25分）

○最近、インターネット上で差別につながる物が販売されるということがありまし

た。それは、被差別部落の位置や関係者等の情報が掲載された書籍です。なぜ、

この書籍は売ってはいけないのでしょうか。（設問２）

**※ワークシートに記入させる。**

　　【想定される解答例】

　　　・差別を広めることになるから。

　　　・差別をなくそうとしてきた人たちの思いを踏みにじることになるから。

　　　・憲法違反であるから。

　　　・プライバシー権の侵害になるから。

※**被差別部落の地名掲載の判決について**

**2021年9月27日、全国の被差別部落の地名などをまとめた本の出版や地名リストのネット公開はプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と被差別部落出身者らが出版社側を相手取った裁判が東京地裁であり、違法性が認められた。リストを掲載した部分の出版禁止やネット上の削除などが命じられた。**

**今後の動向については、授業者で確認しながら、必要に応じて授業で取り扱うことも考えられます。**

　 ○皆さんはこれまで部落差別をなくそうとたたかってきた人たちの生き方に学んで

きたことと思います。被差別部落の情報が掲載された書籍を販売することは、差

別を拡散させるだけではなく、そういった人たちの思いを踏みにじることになり

ます。また、この行為は日本国憲法第14条の「差別されない権利」の侵害になり

ます。それでは、インターネット上で差別につながる物が販売されているのを見

つけたら私たちはどのように行動したらよいでしょうか。（設問３）

**※ワークシートに記入させる。**

【想定される解答例】

　 ・購入しない。

・保護者や学校の先生に相談する。

・サイトの管理者に出品の削除依頼をする。

・行政（人権・同和対策課など）に通報する。

**※発表させるなどして全体で共有する。**

（6）今日の学習をふり返る。（７分）

○今日は、皆さんにインターネット上での物の売買について考えてもらいました。インターネット上の物の売買は、便利な面もありますが、トラブルも起こりやすいです。また、今日学習したように、違法なことになったり、結果的に差別に加担してしまったりする可能性もあるので、判断する力をつけていきましょう。便利なツールをどのように活用していくのか、これからも考えていってほしいと思います。それでは、今日の授業の感想を書いてください。（設問４）

**【トピック】古物商許可について**

古物の売買や交換が「営業」に該当するかどうか。

「営業」とは、「利益を得る目的で同種の行為を継続的、反復的に行うこと」

反復や継続の意思が元々あった場合には、1回でやめたとしても営業に該当します。

また、事業の一環としてフリマアプリに出品する場合はもちろんですが、転売目的でせどり（同業者の中間に立って品物を取り次ぎ、その手数料を取る）などを行い、より高い値段で古物を販売する場合には、古物営業と見なされる。

経済産業省の基準

１　過去1ヵ月に200点以上又は一時点において100点以上の商品を新規出品している

２　落札額の合計が過去1ヶ月に100万円以上である

３　落札額の合計が過去1年間に1,000万円以上である

参考：経済産業省　近畿経済産業局　消費者相談事例

<https://www.kansai.meti.go.jp/4syokei/soudan/jirei.html>

（参考資料・出典）

・総務省　安心してインターネットを使うために国民のための情報セキュリティサイト<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/attention/01.html>

・「かわいいフリー素材集　いらすとや」

**インターネット上でのトラブル「物の売買」について考えよう**

（　　）年　名前（　　　　　　　　　　　　）

１　インターネット上で、売ってはいけないと思うものに×をつけよう。

　・ファストフード店の割引券…（　　　）

　・安く買った中古の腕時計…（　　　）

　・無断複製したゲームソフト…（　　　）

・お菓子についていたおまけのおもちゃ…（　　　）

・病院で処方してもらった風邪薬…（　　　）

・海岸に落ちている流木…（　　　）

・ブランド品のデザインを真似た自作のバッグ…（　　　）

・無地の手編みのマフラー…（　　　）

・定価より高い人気アイドルのコンサートチケット…（　　　）

・好きな芸能人の写真を集めた自作の写真集…（　　　）

２　なぜ、被差別部落の情報を掲載した書籍を売ってはいけないか考えてみよう。

３　インターネット上で差別につながる物が販売されているのを見つけたら、どのように行動しますか。

４　本日の授業を受けての感想を書きましょう。